

令和6年4月8日

保護者様

上郡町立上郡小学校
校長 森 中 誠

警報発令時の対応について

みだしの件について、下記のように対応します。

記

◎ 午前7時00分の時点で、公共放送、公式ウェブサイト等で上郡町、あるいは上郡町を含む兵庫県全域、播磨南西部に大雨・洪水・暴風・大雪等警報発令中の場合

- 臨時休業とします。
~~メールの送信はありません。(メールが送信できない事態も考えられるため)~~
~~電話での問い合わせはお控えください。~~
- 10時までに解除されても、登校はしません。
- 波浪、高潮警報は該当しません。
- ~~特に指示がない場合、児童は決められた宿題や家庭学習ノートで自主学習をし、通常の時間割で翌日の用意をする。~~

◎ 登校中に、警報が発令された場合

- 職員による登校指導を行なながら登校させます。
- 登校が完了次第、翌日の連絡や安全指導等を行い、保護者への引き渡しの連絡をします（保護者連絡ツール「テトル（totoru）」等）。
鞍居地区・赤松地区の児童についても、スクールバスは使わず、保護者への引き渡しとします。
- 連絡が取れない場合は、学校で待機させ保護者へ引き渡します。

◎ 登校後に、警報が発令された場合

- 原則として帰宅します。（天候の状況により、しばらく学校待機をされることもあります。）
- 帰宅決定後、保護者連絡ツール「テトル（totoru）」等にて引き渡しを行う連絡をします。翌日の連絡、安全指導等を行い、引き渡しを行います。
- 連絡が取れない場合は、学校で待機させ保護者へ引き渡します。

- ※ いずれの場合も、教育委員会、保護者、スクールバス会社等と連携を密にして、児童の安全の確保に努めます。
- ※ 引き渡しについては、待機場所を各教室としているため、保護者が教室を回って児童を引き取っていただきます。